



水道料金・下水道使用料を改定

令和元年10月1日から、消費税・地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、水道料金、および下水道使用料を改定します。なお、開栓日が9月30日(月)までのお客さまは、改定に伴う経過措置により、12月検針分から新料金になります。詳しくは、市ホームページでご確認いただくか、上下水道部管理課にお問い合わせください。

令和元年10月1日の前から継続して上下水道を使用している場合

検針月 ※	10月	11月	12月	令和2年1月
請求する使用期間	9月～10月分	10月～11月分	11月～12月分	12月～令和2年1月
金額	改訂前の料金	改訂前の料金	新料金	新料金

※検針は、2か月に1回行います。

10%

2019年10月1日、消費税・地方消費税の税率は10%へ。

※10%のうち2.2%は地方消費税です。

(ポイント1)

税率上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心できる社会にするために必要です。

みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには、10%への税率の上げが必要です。

(ポイント2)

引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。

引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、子ども・子育て、医療・介護、年金など、子育て世代・現役世代を含む全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。

(ポイント3)

家計と景気、両方の視点から対策を実施します。

飲食料品(お酒・外食を除く。)と新聞(定期購読契約、週2回以上発行)に係る税率を8%に据え置きます(軽減税率制度)。このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。

知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」とは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民のみなさんの身近な行政に活かされています。

